

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 背 景

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(TPP整備法)について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 題名の改正 (TPP整備法題名)

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」



「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」

B. 施行期日の改正 (TPP整備法附則第1条)

- ◇ 一部の規定を除き、

環太平洋パートナーシップ協定
の発効日



環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
の発効日

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案による主な改正内容

TPP整備法の現状

整備対象となる11本の法律のうち

〔 GI法の改正 : 施行済 〕

〔 他10本の法律の改正 : 未施行(施行期日は環太平洋パートナーシップ協定(TPP12協定)の発効日) 〕

主な改正内容

○TPP整備法のうち、現状未施行となっている以下の10本の法律の改正

規定について、施行期日を環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の発効日に改正する(TPP整備法附則第1条)。

- ①関税暫定措置法(※1)
- ②経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律
- ③著作権法(※2)
- ④特許法(※2)
- ⑤商標法
- ⑥医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ⑧畜産物の価格安定に関する法律
- ⑨砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
- ⑩独立行政法人農畜産業振興機構法

※1 牛肉の関税緊急措置の廃止に係る規定の施行期日は、TPP12協定の発効日のまとまる(TPP11協定の発効時点では、当該措置は存続)(TPP整備法第4条、第4条の2(新設)及び附則第1条)。

※2 TPP11協定上の凍結項目(「著作物等の保護期間の延長」、「技術的保護手段」、「衛星・ケーブル信号の保護」及び「審査遅延に基づく特許権の存続期間の延長」)を含む(TPP整備法附則第1条)。

* なお、TPP12協定を引用した箇所については、TPP11協定に対応できるよう規定を整備する。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 (TPP整備法)(平成28年法律第108号)の概要

1. 法律の概要

1. 原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。(①関税暫定措置法及び②経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)
2. 知的財産について、以下の規定の整備を行う。
 - (1)著作権等の存続期間を50年から70年に延長、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、原則、著作権等を侵害する行為とみなす^(※)とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくとも公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。(③著作権法) (※) 刑事罰の対象とはしない。
 - (2)発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度(出願後、審査に時間がかかった場合(出願から5年又は審査請求から3年)、特許権の存続期間(原則出願から20年)の延長ができる制度)の規定の整備を行う。
(④特許法)
 - (3)商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。(⑤商標法)
3. 外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。(⑥医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
4. 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行う。(⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
5. 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。(⑧畜産物の価格安定に関する法律、⑨砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び⑩独立行政法人農畜産業振興機構法)
6. 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。(⑪特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法))

2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(GI法は、平成28年12月26日に施行済)。